三豊市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１０日

三豊市長　山下　昭史

三豊市規則第３３号

三豊市行政組織規則の一部を改正する規則

三豊市行政組織規則（平成18年三豊市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課等の事務分掌） 第6条　第4条に規定する課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務課 (1)～(31)　略 (32)　職員へのカスタマーハラスメントの対策に関すること。 (33)・(34)　略 （中略） 税務課 (1)～(35)　略 (36)　就業者負担軽減支援金に関すること。 （後略）	（課等の事務分掌） 第6条　第4条に規定する課等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務課 (1)～(31)　略 (32)・(33)　略 （中略） 税務課 (1)～(35)　略 （後略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。